

## 被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 長岡京市開田一丁目1番1号

氏名 長岡 竹次郎 電話 075-955-xxxx

下記について確認願います。

※日中つながる番号を記入(携帯可)

下記家屋及びその敷地等は、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 1 号イ)、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第 5 項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第 3 号)に該当すること (※1) 通知における特定事由と同じ。(※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。	
申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地 (敷地の所在地番)	長岡京市開田×丁目×番地× → 地番を記入
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4)	昭和 55年 5月 5日 → 登記事項証明書(建物)などで確認
被相続人の氏名及び住所	(住所) 長岡京市開田×丁目×番×号 → 住民票の除票で確認
	(氏名) 長岡 竹太郎 申請者からみた続柄 父
相続開始日(被相続人の死亡日)	令和3年 5月 1日 → 住民票の除票で確認 譲渡日(※5) 令和6年 1月 1日 → 敷地等の売買契約書で確認
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙  換価分割の場合は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋 (住所) 長岡京市長岡×丁目×番×号 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等 (氏名) 長岡 竹子 → 相続人が1人の場合は空欄
	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋 (住所) 長岡京市竹の台×番地× <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等 (氏名) 長岡 竹士 → 相続人が1人の場合は空欄
相続人(※6)の数(申請者含む) ※該当する□に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 2名以下 【特別控除額の上限額 3,000万円】 <input type="checkbox"/> 3名以上 【特別控除額の上限額 2,000万円】

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得したものに限り。

(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り。

(※5) 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしるものに限り。なお、本申請書を用いての申請は、令和 6 年 1 月 1 日以降に譲渡をしたものに限り。

(※6) 相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限り。

## 被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印